

平成28年4月版医科診療行為マスター登録内容の一部変更（H29.3.3現在）

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
B001-00	113010210	がん性疼痛緩和指導管理料（1以外の場合）	9		廃止		【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に基づき廃止
C002-00	114033410	在医総管（在支診等以外・難病等月2回以上・1人）	5	注加算コード	1420	0	【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に伴う変更
C002-00	114033510	在医総管（在支診等以外・難病等月2回以上・2～9人）	5	注加算コード	1420	0	〃
C002-00	114033610	在医総管（在支診等以外・難病等月2回以上・10人～）	5	注加算コード	1420	0	〃
C002-00	114033710	在医総管（在支診等以外・月2回以上・1人）	5	注加算コード	1420	0	〃
C002-00	114033810	在医総管（在支診等以外・月2回以上・2～9人）	5	注加算コード	1420	0	〃
C002-00	114033910	在医総管（在支診等以外・月2回以上・10人～）	5	注加算コード	1420	0	〃
C002-00	114034010	在医総管（在支診等以外・月1回・1人）	5	注加算コード	1420	0	〃
C002-00	114034110	在医総管（在支診等以外・月1回・2～9人）	5	注加算コード	1420	0	〃
C002-00	114034210	在医総管（在支診等以外・月1回・10人～）	5	注加算コード	1420	0	〃
C002-00	114041870	在医総管（在支診等以外）（100分の80）減算	3		新設		【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に基づき新設
C002-02	114038210	施医総管（在支診等以外・難病等月2回以上・1人）	5	注加算コード	1421	0	【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に伴う変更
C002-02	114038310	施医総管（在支診等以外・難病等月2回以上・2～9人）	5	注加算コード	1421	0	〃
C002-02	114038410	施医総管（在支診等以外・難病等月2回以上・10人～）	5	注加算コード	1421	0	〃
C002-02	114038510	施医総管（在支診等以外・月2回以上・1人）	5	注加算コード	1421	0	〃
C002-02	114038610	施医総管（在支診等以外・月2回以上・2～9人）	5	注加算コード	1421	0	〃
C002-02	114038710	施医総管（在支診等以外・月2回以上・10人～）	5	注加算コード	1421	0	〃

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
C002-02	114038810	施医総管（在支診等以外・月1回・1人）	5	注加算コード	1421	0	【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に伴う変更
C002-02	114038910	施医総管（在支診等以外・月1回・2～9人）	5	注加算コード	1421	0	〃
C002-02	114039010	施医総管（在支診等以外・月1回・10人～）	5	注加算コード	1421	0	〃
C002-02	114041970	施医総管（在支診等以外）（100分の80）減算	3	新 設			【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に基づき新設
D282-03	160208310	コンタクトレンズ検査料3	5	施設基準①	3483	0	【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第54号に基づき変更